

【用語】 起証文—起請文のこと　念流—馬庭念流　矢留—念流十八世
樋口十郎兵衛さだこれ定伊が考案した術　疎遠ーとおざかる、音信が絶えて久
しいこと　当流—馬庭念流をさす　顕見—顕現、明らかに示すこと
意趣—思惑、恨み　冥罰—神仏が下す罰

【解説】 庶民劍法として著名な馬庭念流まにわねんりゅうは、多胡郡馬庭村(多野郡吉井
町)の樋口家によって広められた古武道で、近世初頭より上野国一円の
庶民に盛行し、次第に関東や江戸方面にまで伝えられた。

この文書は、馬庭念流への入門に際し、前田了円(ただし、出所・履歴
等は不詳)が宗家の樋口家へあてた起請文である。起請文というと、一
般に熊野牛王宝印ごおうぼういんなどを料紙に使用したものが多いが、この起請文の
ように牛王紙を使用しないものもある。内容は五カ条からなり、馬庭
念流に対して疎遠になること、他流派の術法を非難したり、勝手に勝
負をすること、門弟以外の者へ猥りに術法を見せること、稽古・勝負
に思惑や恨みを含めること、免許状なく他伝・他言することを戒めた
ものである。これに対して門人は、この戒めを遵守することを神仏に
かけて誓約したのである。そして、もし違反するようなことがあれば、
梵天・帝釈天・四大天王以下の神仏の罰を受けるとしている。

なお、樋口家には吉井藩主松平氏・七日市藩主前田氏・新田岩松満
次郎らの起請文も残されており、念流への入門は上下を問わず盛んで
あつた様子を伝えている。同家は現在も馬庭で念流を伝承しており、
慶応三年(一八六七)に建てられた道場と、目録や奉額帳などの念流関
係の古文書は、県指定の重要な文化財である。